山　口　県

○労働委員会委員の任命
藤岡啓介委員は、八月三十一日辞職し、九月一日次の者が任命された。
労働委員会委員　六角　朋生

仙　台　市

○議長選挙
西澤啓文議長は、八月二十七日任期満了し、欠員であったところ、九月七日次の者が選挙された。
議長　岡部　恒司

○副議長選挙
日下富士夫副議長は、八月二十七日任期満了し、欠員であったところ、九月七日次の者が選挙された。
副議長　安孫子雅浩

○監査委員選任
髙橋次男委員は、八月二十七日任期満了し、欠員であったところ、九月八日次の者が選任された。
監査委員　嶋中貴志
浅野孝雄委員は、九月二十日任期満了し、同月二十一日次の者が選任された。
同　倉林千枝子

堺　　市

○教育委員会委員の再任
内藤早苗委員は、十月一日再任された。

○監査委員再任
小杉茂雄委員は、十月一日再任された。

皇室事項

御認証官任命式

十月七日午後五時五分、宮中において、国務大臣岩城光英、同馳浩、同森山裕、同林幹雄、同石破茂、同高木毅、同河野太郎、同茂木敏充、同加藤勝信及び内閣官房副長官萩生田光一の認証官任命式が行われた。

御弔電

天皇陛下は、サウジアラビア国王兄ナッセル・ビン・アブドルアジーズ・アール・サウード殿下薨去につき、十月九日同国二聖モスクの守護者国王へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、十月十二日スペイン国王フェリペ六世殿下即位の礼に当たり、同月十三日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官報号外

官庁事項

文部科学省防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき，文部科学省防災業務計画を修正したので，同条第２項の規定に基づき，その要旨を次のとおり公表する。

平成 27 年 10 月 14 日

文部科学大臣　馳　　浩

文部科学省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的

スポーツ庁の設置等に伴い，文部科学省防災業務計画を修正した。

二　修正年月日

平成27年10月１日

三　修正の要旨

スポーツ庁の設置等を踏まえ，文部科学省の所掌する防災に関する事務」にスポーツ庁の所掌するものを含むことを明記する等，所要の修正を行った。

通　　運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

平成二十七年十月十四日

海難審判所長　小寺　俊秋

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二三三九五三	前田　聡司	二七・七・一三
二三三九四三	渡部　豊和	〃・〃・二三
二三三九五六	玉田　光一	〃・〃・〃
二三三九七七	濱野　明	〃・八・三
登録抹消		
登録番号	氏名	抹消年月日
二三三四二一	藤江　哲三	〃・〃・二〇
一一八四〇六	加瀬　雅子	二七・八・二四
一二六〇八	木村　憲正	〃・九・一
兼本英一	瀬　死亡	事由抹消申請

労　　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、電気通信産業労働組合から、賃金制度の改定等の要求に関して、平成27年10月15日以降、同組合の組合員が従事する別記の職場（青森県、宮城県、福島県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 10 月 14 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別記

青森県　株式会社ＮＴＴ東日本ー東北
宮城県　株式会社ＮＴＴ東日本ー東北
　　株式会社ＫＤＤＩ　ＫＭイー
福島県　株式会社ＮＴＴ東日本ー東北
東京都　東日本電信電話株式会社

公　　告

諸　事　項

会社法第 472 条第１項の届出に関する公告

株式会社であって、本日現在において、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第139条で定めるところにより、本店の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該株式会社が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該株式会社に関する登記がされないときは、当該株式会社は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成 27 年 10 月 14 日

法務大臣　岩城　光英

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 149 条第１項の届出に関する公告

一般社団法人であって、本日現在において、当該一般社団法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第57条で定めるところにより、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該一般社団法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該一般社団法人に関する登記がされないときは、当該一般社団法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成 27 年 10 月 14 日

法務大臣　岩城　光英

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 203 条第１項の届出に関する公告

一般財団法人であって、本日現在において、当該一般財団法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第65条で定めるところにより、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該一般財団法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該一般財団法人に関する登記がされないときは、当該一般財団法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成 27 年 10 月 14 日

法務大臣　岩城　光英

新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業環境影響評価準備書の縦覧について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、法第十六条の規定に基づき公告するとともに、準備書を次のとおり縦覧に供する。

一　平成二十七年十月十四日

二　事業者の氏名及び主たる事務所の所在地
代表者の氏名、国土交通省九州地方整備局長　鈴木　弘之
主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号